

令和5年7月7日

大和高田市立学校施設利用団体代表者 各位

大和高田市教育委員会事務局  
教育部 学校教育課長

### 大和高田市立小・中学校における体育館空調設備の利用について

平素は本市教育行政にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、大和高田市立小・中学校施設の利用において、大和高田市立小・中学校体育館の空調設備を利用することができることとなりましたので、下記のとおりお知らせします。

#### 記

1. 利用期間 夏季 7月1日から9月30日まで 冬季 12月1日から2月末日まで  
※原則、上記期間以外は使用できません。

2. 実費負担 小学校体育館 1時間 300円 中学校体育館 1時間 450円  
※使用時間について、1時間未満の端数の時間があるときは、当該端数の時間を1時間として算定します。

#### 3. 利用方法

- (1) 市役所2階学校教育課に「学校施設設備使用申請書」を提出してください。  
※学校施設の使用許可を受けている団体のみ申請が可能となります。  
※使用申請時間は学校施設の使用時間数と同時間を申請してください。  
例. 体育館を3時間使用する申請をされている場合、空調設備の使用申請時間は3時間となります。
- (2) 「学校施設設備使用許可書」の発行と同時に実費相当額を徴収します。
- (3) 「空調設備用鍵借用確認書」をご記入いただき、空調設備の鍵を貸出します。
- (4) 空調設備を使用する際、鍵で解錠してください。
- (5) 使用后、学校施設利用団体において鍵を保管してください。
- (6) 空調設備の使用期間終了後、市役所2階学校教育課へ鍵を返却してください。

#### 4. その他

- (1) 原則、既納の実費負担について、還付は行いません。
- (2) 空調設備の無断使用、鍵のスペア作成、紛失、返却しない等の行為が確認された場合、施設利用を認めない場合があります。また、紛失があった場合には、費用は自己負担となります。
- (3) 使用中に発生した事故や空調設備の破損については、施設又は設備の不備によるものを除き、原則として使用者の責任とします。
- (4) 大和高田市立学校空調設備使用の手引き」をお渡しします。手引きを遵守の上、ご利用ください。

ご不明な点等ございましたら、学校教育課までご連絡ください。

大和高田市大字大中98番地4  
大和高田市教育委員会事務局  
教育部 学校教育課  
TEL 0745-22-1101 (内線 2954)